

社労士そよかぜ通信 NO.15

中小企業定年引き上げ等奨励金(10~160万円)に 20万円加算される制度ができています！



定年引き上げ等奨励金は65歳以上へ定年を延長した事業所に60歳以上の従業員がいる場合に受けられる助成金です。〔70歳定年になると10人未満企業で80万円〕
この定年延長制度を導入した時にその60歳以上の従業員に「**短時間で働いてもいいよ!**」と勤務の形態を柔軟にして、その制度を利用した場合に**20万円加算**される制度が加わっています。

体力等にも少々自信がなくなってくる60歳以上の人にとって、安定的に無理なく勤務を続けることができ、65歳以上までの雇用を保障されることはありがたいことですよね。

〔健康保険料率が変わります！〕

3月から(4月納付分から)健康保険と介護保険の保険料率が上がります。

	協会けんぽ健康保険料率	介護保険料率(40歳以上)
福岡県	9.40%	+ 1.5%
佐賀県	9.41%	
長崎県	9.37%	
熊本県	9.37%	



3月までは福岡県では8.24%(健保)と1.19%(介護)だったわけですから大幅なアップです。給与30万円(40歳以上)の場合で14,085円から16,350円となります!(個人負担分)

政府管掌保険から協会けんぽへと移行され、全国共通だった保険料率の急激なアップはしないようになっています!まだまだ上がりそうです(泣)

ゆんたくコーナー

沖縄に8年間住んでいたことから、沖縄の魅力にとりつかれ、その良さや、内地との違いをご紹介しますが、私にとっての沖縄の良さは、何よりそこに根付いている心、人の思いです。

『**命どう宝**』(ぬちどうたから)この言葉は、大好きな言葉の一つです。辛い、悲しい、苦しい人生を歩まなくてはならない状況でも、それでも、命があることほど尊く、ありがたいことはない!それに気づくことはそれからの生き方を楽に楽しくしてくれると思います。



池田孝子社会保険労務士事務所

〒811-0202

福岡市東区和白4-20-10-701

TEL092-608-4165 FAX092-405-0232